

このリーフレットの詳しい内容を
解説した冊子を無料でダウンロードできます。



<http://www.nucfreejapan.com>

非核協

検索

※非核協トップページから見るすることができます。



日本非核宣言自治体協議会
National Council of Japan Nuclear Free Local Authorities

日本非核宣言自治体協議会は1984年に広島県府中町で設立されました。設立の趣旨は「核戦争による人類絶滅の危機から、住民一人ひとりの生命とくらしを守り、現在および将来の国民のために、世界恒久平和の実現に寄与することが自治体に課せられた重大な使命である。宣言自治体が互いに手を結びあい、この地球上から核兵器が姿を消す日まで、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を世界の自治体に呼びかけ、その輪を広げるために努力する」というものでした。当協議会は全国の約350の自治体により組織され、総会、研修会のほか、さまざまな平和事業などを通して設立の趣旨の実現に努力しています。

<http://www.nucfreejapan.com>

日本非核宣言自治体協議会(長崎市平和推進課)
〒852-8117 長崎市平野町7番8号(長崎原爆資料館内)
TEL 095-844-9923
FAX 095-846-5170
E-mail info@nucfreejapan.com

監修 長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)

2023年3月発行



核兵器禁止条約に関する9つの

素朴な ギモン

Q&A



Q7 でもロシアの ウクライナ侵攻もあって 怖くない？

2022年2月に始まったロシアのウクライナ軍事侵攻により、核兵器が実際に使用されるのでは、との危機感が高まりました。核兵器による脅しを続ける大国を前に、「力には力を」「核には核を」と、核抑止力への依存の強化を求める動きがいつそう強まっています。しかし、条約の支持国は、こうした状況下だからこそ、「核抑止では安全は守れない」という条約の訴えがますます重要であり、世界は核兵器廃絶に向けて動くべきだと主張しています。

Q1 核兵器禁止 条約って何？



人類滅亡さえもたらしかねない「非人道兵器」である核兵器の全廃をめざして、核兵器を作ること、持つことも、使うことも、すべて禁止した国際条約です。また、条約には、核兵器の使用や実験による被害者への援助や、汚染された地域の環境修復の義務が盛り込まれ、現在核兵器に依存している国が条約に入るための道筋も描かれています。2017年7月に国連で採択され、2021年1月に発効（国際法として効力を持つこと）しました。

Q4 締約国会議が 開かれたと聞くけど？



条約は、締約国（条約に正式に入った国々）らが話し合う会議を定期的開催することを定めています。条約の発効を受け、2022年6月に初の締約国会議がオーストリアの首都ウィーンで開かれました。会議では、条約の内容の実現に向けてやるべきことを盛り込んだ行動計画などが採択されました。いわば、生まれたての条約をみんなで「育てていく」ための一歩が踏み出されたのです。

Q8 私たちに何が できる？



核兵器禁止条約を実現させたのは、一人ひとりの市民の力です。その根っこには、「二度とこの苦しみを世界の誰にも体験させたくない」という被爆者の願いがあります。まずは「知ること」から始めてみましょう。世界のニュースを調べてみる。被爆者の声に耳を傾けてみる。NGOや自治体の平和活動に注目してみる。そして周りの人と話をしてみましょう。クラスの中で、また家族や友人と、「どうすればもっと平和で安全な世界にできるか」「自分たちにできることは何か」を話し合ってみる。簡単に答えが出ない問題だからこそ、一人ひとりが「自分事」ととらえ、考えていくことが重要なのです。

Q2 なぜこの条約が 作られたの？

広島、長崎の原爆投下からおよそ80年が経った今も、世界には1万2千発を超える核兵器が存在しています。9つの核保有国（アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮）からは核兵器を手放す動きは見えず、むしろ核戦力を強化しようとする動きが出ています。こうした現状に強い危機感を抱いた核兵器を持たない国々と、それを支える世界の市民社会が「核兵器のない世界」に向けた新しい流れを生み出そうと作ったのがこの条約です。

Q5 条約に 反対する国は 何と言っているの？



9つの核保有国と、その核兵器に依存している約30か国の「核の傘」の下に国々は、条約に署名・批准（国として条約に加入する正式な手続きをすること）をしていません。核兵器があるから自分の国や仲間の国の安全が守られている、と考えているからです。これらの国々は、条約があっても核兵器は一発もなくなる。世界の国々が、条約に反対する国と賛成する国に分断されることで、むしろ「核兵器のない世界」は遠ざかる、と主張しています。

Q9 自治体に できる取組は？



核兵器の問題に注目が集まっている今こそ、市民が核兵器や平和についてより深く学び、考えるための機会をつくっていく好機です。SDGs（持続可能な開発目標）に関連した取組を行っている自治体も多いでしょう。核兵器の問題は、環境、ジェンダー、貧困、教育など、SDGsの掲げる諸課題とも密接に繋がっています。また、スポーツや音楽、アートなどを通じた取組も有効です。さまざまな切り口から核兵器の問題にアプローチすることが可能です。政府、国際機関、大学などの教育機関、NGOには多くのリソースがあります。それらの協力も得ながら、国内外の自治体がいつそう連携し、取組を強化していくことが求められています。

Q3 条約が 発効して何が 変わったの？



条約の発効は、核兵器の保有も使用もタブーであるという国際世論の強化に繋がります。もちろん発効したからといって、核兵器がすぐなくなるわけではありません。ですが、条約を推進してきた核兵器を持たない国々やNGOは、この条約があることで核兵器に「絶対悪」のイメージが与えられ、国家や企業、市民の核兵器に対する意識が変わり、廃絶に向けた動きの促進につながると考えています。発効はこの流れを後押しするものです。

Q6 日本はなぜ 署名しないの？

日本もアメリカの「核の傘」の下にいる国の一つです。中国や北朝鮮の核兵器の脅威が高まっていることなどを理由に、「国の安全のためには核兵器による抑止力が不可欠だ」という姿勢を強めています。これに対して、被爆者をはじめ世界の市民からは、「唯一の戦争被爆国である日本こそ核兵器に頼らない政策をとってほしい」という声があがっています。